大学番号：３２１

［平成２８年度設置］
計画の区分：学部の設置

認可

姫路獨協大学　看護学部

【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

学校法人 獨協学園
平成２８年５月１日現在

作成担当
担当部局（課）名　　総務部　総務課

電話番号　　０７９−２２３−９１８８
（夜間）　　０７９−２２３−２２１１
ＦＡＸ　　０７９−２８５−０３５２
ｅ−mail　　soumu@himeji-du.ac.jp

（注）１　「計画の区分」は設置時の基本計画書「計画の区分」と同様に記載してください。
２　大学院の場合は、表題を「○○大学大学院　・・・」と記入してください。
設置時から対象学部等の名称変更があった場合には，表題には設置時の旧名称を記載し，その下欄に（　）書きにて，現在の名称を記載してください。
例）　○○大学　△△学部　□□学科
（◇◇学部（平成◇◇年度より学部名称変更））
表題は「計画の区分」に従い、記入してください。
例）
・大学新設の場合：「○○大学」
・学部の設置の場合：「○○大学　△△学部」
・学部の学科の設置の場合：「○○大学　△△学部　□□学科」
・短期大学の学科の設置の場合：「○○短期大学　△△学科」
・大学院の研究科の設置の場合：「○○大学大学院　○○研究科」
・通信教育課程の開設の場合：「○○大学　△△学部　□□学科（通信教育課程）」
３　大学番号の欄については，平成２８年３月３０日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について（依頼）」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

目次

看護学部

ページ

1．調査対象大学等の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2．授業科目の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3．施設・設備の整備状況、経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4．既設大学等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5．教員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

6．留意事項等に対する履行状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

7．その他全般的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

1　調査対象大学等の概要等

（1）設　置　者

学校法人　獨協学園

（2）大　学　名

姫路獨協大学

（3）大学の位置

〒６７０－８５２４
兵庫県姫路市上大野七丁目２番１号

（注）・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合，本部の位置を（　）書きで記入してください。
・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には，複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

（4）管理運営組織

職　　名	設　置　時	変　更　状　況	備　　考
理 事 長	（テラ ノ　アキラ） 寺　野　　彰 （平成１８年４月）		
学　　長	（ホンダ　ギショウ） 本　多　義　昭 （平成２３年８月）		
学 部 長	（モリ タ　セツコ） 森　田　せつ子 （平成２８年４月）		
学科長等	ー		

（注）・「変更状況」は，変更があった場合に記入し，併せて「備考」に変更の理由と変更年月日，報告年度を（　）書きで記入してください。
（例）平成２６年度に報告済の内容　→（26）
平成２８年度に報告する内容　→（28）
・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば，「変更状況」に赤字にて記載（昨年度までに報告された記載があれば，そこに赤字で見え消し修正）するとともに，上記と同様に，「備考」に変更理由等を記入してください。
・大学院の場合には，「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。
・大学独自の職名を設けていて当該職位がない場合は，各職に相当する職名の方を記載してください。

（５）　調査対象学部等の名称，定員，入学者の状況等

（注）・　当該調査対象の学部の学科または研究科の専攻等，定員を定めている組織ごとに記入してください（入試区分ごとではありません）。
・　なお，課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は，法令上規定されている最小単位（大学であれば「学科」、短期大学であれば「専攻課程」でも記載してください。その場合適宜各項目の表を追加してください。
・　様式は，平成２５年度開設の４年制の学科の場合（平成２８年度までの４年間）ですが，開設年度・修業年限に合わせて作成してください。（修業年限が３年以下の場合には欄を削除し，５年以上の場合には，欄を設けてください。）

（５）－①　調査対象学部等の名称，定員

調査対象学部等の名称（学位）	設置時の計画				備考
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	
	年	人	年次 人	人	
看護学部 看護学科 学士（看護学）	4	80	－	320	

（注）・定員を変更した場合は，「備考」に変更前の人数，変更年月及び報告年度を（　）書きで記入してください。
・学生募集停止を予定している場合は、「備考」にその旨記載してください。

（５）－②　調査対象学部等の入学者の状況

区分＼対象年度	平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平均入学定員超過率	備考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期		
	人	人	人	人	人	人	人	人		
A　入学定員	80 （－） [－]		（　） [　]		（　） [　]		（　） [　]			
志願者数	155 （－） [－]	－ （－） [－]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]		
受験者数	109 （－） [－]	－ （－） [－]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	0.92倍	
合格者数	106 （－） [－]	－ （－） [－]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]		
B　入学者数	74 （－） [－]	－ （－） [－]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]	（　） [　]		
入学定員超過率 B／A	0.92									

（注）・　数字は，平成２８年５月１日現在の数字を記入してください。
・　（　）内には，編入学の状況について外数で記入してください。なお，編入学を複数年次で行っている場合には，（( ))書きとするなどし，その旨を「備考」に付記してください。 該当がない年には「－」を記入してください。
・　[　]内には，留学生の状況について内数で記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。
・　留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
・　短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。
・　学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「－」を記入してください。また，その他の学期に入学定員を設けている場合は，備考欄にその人数を記入してください。
・　「入学定員超過率」については，各年度の春季入学とその他を合計した入学定員，入学者数で算出してください。なお，計算の際は小数点以下第３位を切り捨て，小数点以下第２位まで記入してください。
・　「平均入学定員超過率」には，開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお，計算の際は「入学定員超過率」と同様にしてください。

（５）－③　調査対象学部等の在学者の状況

対象年度 / 学年	平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		備考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	
１年次	[－] (－) 74	[－] (－) －	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	
２年次			[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	
３年次					[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	[ ] ( )	
４年次							[ ] ( )	[ ] ( )	
計	[－] (－) 74		[ ] ( )		[ ] ( )		[ ] ( )		

（注）・　数字は，平成２８年５月１日現在の数字を記入してください。
・　[　]内には，留学生の状況について<u>内数で</u>記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。
・　留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
・　短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。
・　学期の区分に従い学生を入学させる場合は，春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は，その他の学期欄は「－」を記入してください。また，その他の学期に入学定員を設けている場合は，備考欄にその人数を記入してください。
・　「計」については，<u>各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数，留学生数</u>を記入してください。
・（　）内には，留年者の状況について，内数で記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。

（５）－④　調査対象学部等の退学者等の状況

区分 / 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数（内訳）			主な退学理由	入学者数に対する退学者数の割合 (a/b)
			退学した年度	退学者数	退学者数のうち留学生数		
平成25年度入学者	－　人	0 人	平成25年度	人	人		－　%
			平成26年度	人	人		
			平成27年度	人	人		
			平成28年度	人	人		
平成26年度入学者	－　人	0 人	平成26年度	人	人		－　%
			平成27年度	人	人		
			平成28年度	人	人		
平成27年度入学者	－　人	0 人	平成27年度	人	人		－　%
			平成28年度	人	人		
平成28年度入学者	74 人	0 人	平成28年度	人	人		－　%
合　計	74 人	0 人					0 %

（注）・ 数字は，平成28年5月1日現在の数字を記入してください。
・ 各年度の入学者数については，該当年度当初に入学した人数を記入してください。（途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。）
・ 各年度の退学者数については，退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。
・ 留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。
・ 短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。
・「入学者数に対する退学者数の割合」は，【当該対象年度の入学者のうち，平成28年5月1日現在までに退学した学生数の合計】を，【当該対象年度の入学者数】で除した割合（%）を記入してください。その際，小数点以下第2位を四捨五入し，小数点以下第1位までを記入してください
・「主な退学理由」は，下の項目を参考に記入してください。その際，「就学意欲の低下（○人）」というように，その人数も含めて記入してください。
（記入項目例）・就学意欲の低下　・学力不足　・他の教育機関への入学・転学　・海外留学
・就職　・学生個人の心身に関する事情　・家庭の事情　・除籍　・その他

2　授業科目の概要

＜看護学部　看護学科＞

（1）　授業科目表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	専任教員等の配置 教授	専任教員等の配置 准教授	専任教員等の配置 講師	専任教員等の配置 助教	専任教員等の配置 助手	備考	
全学共通科目	外国語	英語Ⅰ	1前	1			1					兼1	
		英語Ⅱ	1後	1			1					兼1	
		英語Ⅲ	2前		1							兼1	
		英語Ⅳ	2後		1							兼1	
		ドイツ語	1・2前		1							兼1	
		中国語	1・2後		1							兼1	
		スペイン語	1・2後		1							兼1	
		韓国語	1・2前		1							兼1	
	情報処理	情報処理概論	1後 ~~1前~~		2							兼1	時間割調整に伴う配当学期の変更（28）
		情報処理基礎演習Ⅰ	1前		1							~~兼1~~ 兼4	担当者追加のため（28）
		情報処理基礎演習Ⅱ	1後		1							~~兼1~~ 兼4	担当者追加のため（28）
		プレゼンテーション論	1・2後		1							兼1	
	教養科目 人文科学	倫理学Ⅰ	1・2前		2							兼1	
		倫理学Ⅱ	1・2後		2							兼1	
		生命倫理学	1・2後	2								兼1	
		哲学	1・2前		2							兼1	
		文学Ⅰ	1・2前		2							兼1	
		文学Ⅱ	1・2後		2							兼1	
		歴史学	1・2前		2							兼1	
		心理学Ⅰ	1・2前	2								兼1	
		心理学Ⅱ	1・2後		2							兼1	
	教養科目 社会科学	社会学Ⅰ	1・2前		2							兼1	
		社会学Ⅱ	1・2後		2							兼1	
		家族と社会	1・2前		2							兼1	
		政治学	1・2前		2							兼1	
		法学	1・2後 ~~1・2前~~		2							兼1	時間割調整に伴う配当学期の変更（28）
		経済学	1・2前		2							兼1	
		日本国憲法	1・2後		2							兼1	
	教養科目 自然科学	数学入門	1・2前		2							兼1	
		統計学入門	1・2前	2								兼1	
		化学Ⅰ	1・2前		2							兼1	
		化学Ⅱ	1・2後		2							兼1	
		生物学	1・2前		2							兼1	
	スポーツ・健康科学	健康科学Ⅰ（生活と健康管理）	1・2前	2								兼1	
		健康科学Ⅱ（自己の健康管理）	1・2後		2							兼1	
		スポーツ文化実習Ⅰ	1・2前	1								~~兼3~~ 兼4	担当者追加のため（28）
		スポーツ文化実習Ⅱ	1・2後		1							~~兼3~~	担当者追加のため（28）
	総合教養科目	看護ゼミナールⅠ	1前	1			10	5	9				
		看護ゼミナールⅡ	1後	1			10	5	9				
		人間関係論	1前	1								兼1	
		臨床心理学	2後	1								兼1	
		播磨学	1・2後		2							兼1	
		対人コミュニケーション論	1・2後		2							兼1	
		チームワーク概論	1後	1								兼1	

科目区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置					備考
					必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基礎科目	人体の構造と機能		解剖学Ⅰ	1前	1								兼1
			解剖学Ⅱ	1後	1								兼1
			生理学Ⅰ	1前	1								兼1
			生理学Ⅱ	1後	1								兼1
													兼2
			生化学	1後	1								~~兼1~~ 担当者追加のため（28）
			栄養学	1後	1								兼1
			臨床薬理学	2後	1								兼2
			病理学	2後	1								兼1
			病原微生物学	1前	1								兼1
			感染予防学	1後	1								兼1
	疾病の成り立ちと回復の促進		看護疾病論	1後	1								兼1
			疾病治療学Ⅰ（呼吸・循環・腎臓・泌尿器）	2前	1								兼1
			疾病治療学Ⅱ（消化器・内分泌・血液・免疫）	2前	1								兼1
			疾病治療学Ⅲ（脳神経・運動器）	2前	1								兼1
			疾病治療学Ⅳ（小児・母性・生殖器）	2前	1								兼1
			疾病治療学Ⅴ（精神）	2後	1								兼1
			救急救命学	2後	1								兼1
	健康支援と社会保障制度		リハビリテーション概論	2前		1							兼4
			社会福祉原論	1後		1							兼1
			保健医療福祉行政論	2後	2								兼1
			医療と法	1後		1							兼2
			保健統計学	2後		2							兼1
			疫学	3前	2								兼1
			公衆衛生学	2前		1							兼1
			産業保健学	2後		1							兼1
			学校保健	2後		1							兼1
専門科目	基礎看護学	基礎看護学	看護学概論	1前	2			1					兼1
			看護教育	4後	1			2					
			看護管理学	3前	2			1					
			基礎看護学方法論Ⅰ（援助的人間関係論）	1前	1			2					
			基礎看護学方法論Ⅱ（ヘルスアセスメント）	1前	1			2	1				
			基礎看護学方法論Ⅲ（看護過程）	1後	1			2	1				
			基礎看護学方法論Ⅳ（基本看護技術）	1前	1			3					
			基礎看護学方法論Ⅴ（生活援助技術）	1後	1			3					
			基礎看護学方法論Ⅵ（診療に伴う援助技術）	2前	1			3	1				
			基礎看護学実習Ⅰ	1後	1			3	1		2	1	
			基礎看護学実習Ⅱ	2前	2			3	1		2	1	
	療養支援看護学	成人看護学	成人看護学概論	2前	2			2					
			成人急性期看護学	2前	1			1					
			成人慢性期看護学	2後	1			1					
			成人急性期看護学方法論	2後	1			1	1				
			成人慢性期看護学方法論	3前	1			1		2	1		
			成人急性期看護学実習	3後～4前	3			1	1			2	
			成人慢性期看護学実習	3後～4前	3			1		2	1		
		老年看護学	老年看護学概論	2前	2				1				
			老年生活援助論	2後	1				1	1			
			老年看護学方法論	3前	1				1	2			
			老年生活援助実習	3後～4前	2				1	2		1	
			老年看護学実習	3後～4前	2				1	2		1	

科目区分			授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置					備考
					必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	生命成育看護学	小児看護学	小児看護学概論	2前	2			1					
			小児発達援助論	2前	1								
			小児看護学方法論	2後	1					1			
			小児発達援助実習	3通	1			1		1		1	
			小児看護学実習	3後～4前	1			1		1		1	
		母性看護学	母性看護学概論	2前	2			1		1			
			周産期看護論	2後	1				1				
			母性看護学方法論	3前	1				1	1			
			母性看護学実習	3後～4前	2			1	1	1		1	
	地域生活支援看護学	精神看護学	精神看護学概論	2前	2			1					
			精神健康生活援助論	2後	1			1					
			精神看護学方法論	3前	1				1	1	1		
			精神看護学実習	3後～4前	2			1	1	1	1		
		在宅看護学	在宅看護学概論	3前	2			1					
			在宅生活援助論	3前	1			1					
			在宅看護学方法論	3前	1			1			1		
			在宅看護学実習	3後～4前	2			1			1	1	
		公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2後	2			1					
			公衆衛生看護管理システム論	3前		2		1					
			地区診断・地区活動論	3前		2		1		2			
			公衆衛生看護学演習	3前		1		1		2			
			公衆衛生看護学実習Ⅰ	4通		4		1		2			
			公衆衛生看護学実習Ⅱ	4通		1		1		2			
	統合実践看護学	統合実践看護学	家族看護学	4前		1		3	2				
			ターミナルケア論	4前	1								兼1
			医療安全論	3前	1								兼1
			看護・医療英語	2後	1			1					
			災害看護論	4後		1							兼1
			ボランティア論	4後		1							兼1
			チーム医療論	3前	1			1					兼6
			国際看護学	4後		1							兼1
			健康教育論	3前	1			2		2			
			看護研究方法論	3前	1			9	5	8			兼1
			卒業研究	4後	1			9	5	8			
			統合看護学実習	4通	2			9	5	7	5	7	

（注）・ 認可申請書の様式第2号（その2の1）に準じて作成してください。
・ 設置認可時の授業科目全て（兼任，兼担教員が担当する科目を含む。）を黒字で記載してください。その上で，前年度報告時（平成27年度に認可（届出）された大学等は設置認可（届出）時）より変更されているものは赤字見え消し修正し，「備考」に赤字で理由・変更年月等を記入してください。
なお，昨年度の報告書において赤字で見え消しした部分については，見え消しのまま黒字にしてください。
・ 兼任，兼担の教員が担当する授業科目については，備考欄に担当する教員数を「兼○」と記入してください。
・ 授業科目を追加又は内容を変更する場合で，専任教員が担当するため教員審査が必要なものについては，「専任教員採用等設置計画変更書」の審査予定年月等を「備考」に記入してください。（今後審査を受ける場合には，「平成○年○月　提出予定」と記入してください。）
・ 「配当年次」について，設置認可申請時に開講時期を記入する必要がなかった学部等（平成19年度認可以前）についても，設置認可時の状況を黒字で記入してください。また，前年度報告時より修正があれば，赤字で見え消し修正をしてください。
・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目についても記入してください。

（2） 授業科目数

設置時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	
80	48	0	128	80 [ ]	48 [ ]	0 [ ]	128 [ ]	

（注）・ 未開講科目も含めた教育課程上の授業科目数を記入するとともに，[ ]内に，設置時の計画からの増減を記入してください。（記入例：1科目減の場合：△1）
・ 資格に関する課程など，別課程としている授業科目については算入する必要はありません。

「該当なし」

（3） 未開講科目

番号	授業科目名	単 位 数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由，代替措置の有無
1						
2						
3						

（注） ・ 設置時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず，何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
・ 履修希望者がいなかったために未開講となった科目については，記入しないでください。
・ 教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

（4） 廃止科目

番号	授業科目名	単 位 数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由，代替措置の有無
1						
2						
3						

（注） ・ 設置時の計画にあり，何らかの理由で廃止（教育課程から削除）した授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
・ 教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

（5） 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

（注） ・ 授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

（6） 「設置時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

$$\frac{\text{未開講科目と廃止科目の計}}{\text{設置時の計画の授業科目数の計}} = \boxed{}$$

（注） ・ 小数点以下第３位を切り捨て，小数点以下第２位までを記入してください。

3　施設・設備の整備状況，経費

区　　分		内　　容				備考
(1) 校地等	区　分	専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	117,996 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	117,996 ㎡	
	運動場用地	47,440 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	47,440 ㎡	
	小　計	165,436 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	165,436 ㎡	
	その他	28,025 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	28,025 ㎡	
	合　計	193,461㎡	0 ㎡	0 ㎡	193,461㎡	
(2) 校舎		専　用	共　用	共用する他の学校等の専用	計	
		50,236.36 ㎡ (50,236.36 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	50,236.36 ㎡ (50,236.36 ㎡)	

(3) 教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	62 室	12 室	51 室	9 室 (補助職員 0 人)	3 室 (補助職員 2 人)	大学全体

(4) 専任教員研究室	新設学部等の名称	室　数	
	看護学部 看護学科	32 室	

(5) 図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	看護学部	4,150〔450〕 (2,751〔251〕) ~~(2,750〔250〕)~~	30〔10〕 (35〔12〕) ~~(30〔10〕)~~	10〔5〕 (4〔4〕) ~~(10〔5〕)~~	20 (20)	10,580 (5,394) ~~(5,997)~~	41 0 ~~(11)~~	(28)計画と実績の差
	計	4,150〔450〕 (2,751〔251〕) ~~(2,750〔250〕)~~	30〔10〕 (35〔12〕) ~~(30〔10〕)~~	10〔5〕 (4〔4〕) ~~(10〔5〕)~~	20 (20)	10,580 (5,394) ~~(5,997)~~	41 0 ~~(11)~~	

(6) 図書館	面　積	閲覧座席数	収納可能冊数	
	3,582.8㎡	395 席 ~~420 席~~	378,306 冊 ~~375,306 冊~~	(28)座席ﾚｲｱｳﾄの変更、書架増設による変更 大学全体

(7) 体育館	面　積	体育館以外のスポーツ施設の概要					
	2,467.53㎡	野球場 1面	ﾃﾆｽｺｰﾄ5面	柔道・剣道場	弓道場	ｻｯｶｰｺｰﾄ	大学全体

(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区　分		開設年度	完成年度	区　分	開設前年度	開設年度	完成年度	
		教員１人当り研究費等	教　授	350 千円	350 千円	図書購入費	20,000 千円	10,000 千円	3,000 千円	
			准教授	250 千円	250 千円					
			講師・助教	125 千円	125 千円					
		共同研究費等		15,000 千円	15,000 千円	設備購入費	91,360 千円	68,520 千円	1,000 千円	共同研究費は大学全体

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	1,900 千円	1,600 千円	1,600 千円	1,600 千円	千円	千円
学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等					

（注）・　設置時の計画を，申請書の様式第２号（その１の１）に準じて作成してください。（複数のキャンパスに分かれている場合，複数の様式に分ける必要はありません。なお，「（１）校地等」及び「（２）校舎」は大学全体の数字を，その他の項目はＡＣ対象学部等の数値を記入してください。）

・　運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は，その旨（所要時間・距離等）を「備考」に記入してください。

・　「(５)図書・設備」については，上段に完成年度の予定数値を，下段には平成２８年５月１日現在の数値を記入してください。

・　昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては，変更部分を赤字で見え消し修正するとともに，その理由及び報告年度「（28）」を「備考」に赤字で記入してください。

なお，昨年度の報告において赤字で見え消しした部分については，見え消しのまま黒字にしてください。

・　校舎等建物の計画の変更（校舎又は体育館の総面積の減少，建築計画の遅延）がある場合には，「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。

4　既設大学等の状況

大学の名称	姫路獨協大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
外国語学部									
外国語学科	4	—	—	—	学士（言語文化）	—	平成20年度	兵庫県姫路市上大野七丁目２番１号	平成28年度より学生募集停止
法学部									
法律学科	4	—	—	—	学士（法学）	—	昭和62年度	同上	平成28年度より学生募集停止
経済情報学部									
経済情報学科	4	—	—	—	学士（経済情報学）	—	平成元年度	同上	平成28年度より学生募集停止
人間社会学群									
国際言語文化学類	4	80	—	320	学士（言語文化）	0.53	平成28年度	同上	平成28年度新設
現代法律学類	4	100	—	400	学士（法律学）	0.54	平成28年度	同上	平成28年度新設
産業経営学類	4	100	—	400	学士（経営情報学）	0.54	平成28年度	同上	平成28年度新設
医療保健学部			—						
理学療法学科	4	40	—	160	学士（医療保健学）	1.19	平成18年度	同上	
作業療法学科	4	40	—	160	学士（医療保健学）	0.83	平成18年度	同上	
言語聴覚療法学科	4	20	—	80	学士（医療保健学）	0.98	平成18年度	同上	
こども保健学科	4	50	—	200	学士（医療保健学）	0.44	平成18年度	同上	
臨床工学科	4	40	—	160	学士（医療保健学）	0.69	平成18年度	同上	
薬学部			—						
医療薬学科	6	100	—	660	学士（薬学）	0.81	平成19年度	同上	平成25年度入学定員減（△20人）
言語教育研究科（修士課程）			—						
言語教育専攻	2	15	—	30	修士（言語教育）	0.19	平成3年度	同上	
法学研究科（修士課程）									
法律学専攻	2	10	—	20	修士（法律学）	0.55	平成3年度	同上	
政治学専攻	2	—	—	—	修士（政治学）		平成3年度	同上	平成27年度より学生募集停止
経済情報研究科（修士課程）									
経済情報専攻	2	10	—	20	修士（経済学）	0.15	平成5年度	同上	

大学の名称	獨協大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
外国語学部									
ドイツ語学科	4	120	—	480	学士 (外国文化)	1.19	昭和39年度	埼玉県草加市 学園町１番１号	
英語学科	4	250	—	1,000	学士 (外国文化)	1.16	昭和39年度	同上	
フランス語学科	4	95	—	380	学士 (外国文化)	1.16	昭和42年度	同上	
交流文化学科	4	100	—	400	学士 (外国文化)	1.15	昭和21年度	同上	
国際教養学部									
言語文化学科	4	150	3年次 5	610	学士 (外国文化)	1.19	平成19年度	同上	
経済学部									
経済学科	4	280	—	1,120	学士 (経済学)	1.19	昭和39年度	同上	
経営学科	4	280	—	1,120	学士 (経営学)	1.29	昭和41年度	同上	
国際環境経済学科	4	120	—	480	学士 (経済学)	1.23	平成25年度	同上	
法学部									
法律学科	4	210	—	840	学士 (法学)	1.22	昭和42年度	同上	
国際関係法学科	4	75	3年次 5	310	学士 (法学)	1.24	平成11年度	同上	
総合政策学科	4	70	—	280	学士 (法学)	1.19	平成20年度	同上	
法学研究科 （博士前期課程） 法律学専攻	2	10	—	20	修士 (法学)	0.15	昭和52年度	同上	
（博士後期課程） 法律学専攻	3	3	—	9	博士 (法学)	0.00	平成元年度	同上	
外国語学研究科 （博士前期課程）									
ドイツ語学専攻	2	3	—	6	修士 (ドイツ語教育) (ドイツ語学) (ドイツ文学) (ドイツ文化研究) (ドイツ社会研究)	0.66	昭和61年度	同上	
英語学専攻	2	9	—	18	修士 (英語学) (英米文学) (英語文化研究) (国際関係論) (コミュニケーション論) (英語教育)	0.44	昭和61年度	同上	
英語学専攻 英語教育専修コース	1						平成15年度	同上	
フランス語学専攻	2	3	—	6	修士 (フランス語学) (フランス文学) (フランス文化研究)	0.00	平成2年度	同上	

（修士課程） 日本語教育専攻	1	4	—	4	修士 （日本語教育）	0	平成17年度	同上	
（博士後期課程） ドイツ語学専攻	3	2	—	6	博士 （ﾄﾞｲﾂ語学） （ﾄﾞｲﾂ文学） （ﾄﾞｲﾂ文学研究）	0.33	平成2年度	同上	
英語学専攻	3	3	—	9	博士 （英語学） （英米文学） （英語文化研究） （国際関係論）	0.22	平成2年度	同上	
フランス語学専攻	3	1	—	3	博士 （ﾌﾗﾝｽ語学） （ﾌﾗﾝｽ文学） （ﾌﾗﾝｽ文化研究）	0.33	平成6年度	同上	
経済学研究科									
（博士前期課程） 経済・経営情報専攻									
経済・経営コース	2	12	—	24	修士 （経済学）	0.33	平成2年度	同上	
情報コース	2	2	—	4	修士 （経済学）	0.00	平成2年度	同上	
情報専修コース	1	1	—	1	修士 （経済学）	0.00	平成15年度	同上	
（博士後期課程） 経済・経営情報専攻	3	5	—	15	博士 （経済学）	0.06	平成4年度	同上	
法務研究科 （専門職学位課程）									
法曹実務専攻	3	—	—	—	法務博士 （専門職）		平成16年度	同上	平成27年度より 学生募集停止

大学の名称	獨協医科大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
医学部									
医学科	6	120	—	713	学士 （医学）	1.00	昭和48年度	栃木県下都郡 壬生町大字 北小林880番地	
看護学部									
看護学科	4	90	3年次 20	400	学士 （看護学）	1.12	平成19年度	同上	
看護学研究科 （修士課程）									
看護学専攻	2	10	—	20	修士 （看護学）	1.12	平成24年度	同上	
医学研究科 （博士課程）									
形態学系専攻	4	4	—	16	博士 （医学）	0.12	昭和54年度	同上	
機能学系専攻	4	7	—	28	博士 （医学）	0.10	昭和54年度	同上	
社会医学系専攻	4	5	—	20	博士 （医学）	0.10	昭和55年度	同上	
内科学系専攻	4	13	—	52	博士 （医学）	0.12	昭和56年度	同上	
外科学系専攻	4	12	—	48	博士 （医学）	0.97	昭和57年度	同上	

（注）・本調査の対象となっている大学等の設置者（学校法人等）が設置している全ての大学（学部，学科），大学院（専攻）及び短期大学（学科）（ＡＣ対象学部等含む）について，それぞれの学校種ごとに，平成２８年５月１日現在の上記項目の情報を記入してください。

・学部の学科または研究科の専攻等，「入学定員を定めている組織」ごとに記入してください。

※「入学定員を定めている組織ごと」には，課程認定等によりコース・専攻に入学定員を定めている場合を含めます。履修上の区分としてコース・専攻を設けている場合は含めません。

※なお，課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は，法令上規定されている組織上の最小単位（大学であれば「学科」，短期大学であれば「専攻課程」）でも記載してください。

・専攻科に係るものについては，記入する必要はありません。

・ＡＣ対象学部等についても必ず記入してください。

・「平均入学定員超過率」には，標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点以下第２位まで（小数点以下第３位を切り捨て）を記入してください。

・学生募集を停止している学部等がある場合，入学定員・収容定員・平均入学定員超過率は「－」とし，「備考」に「平成〇〇年より学生募集停止」と記入してください。

「5 教員組織の状況」は、個人情報を含む内容のため、

掲載していません。

6　留意事項等に対する履行状況等

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
設　置　時 （平成28年４月）	１．看護師の人材需要の根拠としてあげた「離職率」について、直接的な関連はないとしつつも、看護師が現場で求められる知識・技能と自身の能力とのギャップを感じて退職する者がいるとの分析をしてることから、履修指導の方法を工夫するなど、当該分析内容を踏まえて学生への十分な対応をすること。また、看護師の人材需要について、本学が想定している地域の中長期的な需要を更に分析するなどして、学生に対する就職支援に活用すること。	留意事項	看護師が現場で求められる知識・技能については、授業科目「看護学概論」（1年次前期開講:必修）では、看護実践の基盤としての必要な看護の概念など看護理論について学修し、同時期に開講する「基礎看護学方法論Ⅰ（援助的人間関係論）」、「基礎看護学方法論Ⅳ（基本看護技術）」」（1年次前期開講:必修）を通して、看護の理論と看護実践力となる知識と技術を身に付けることに繋げることとしている。また、前期中間期に、主なる実習病院である「姫路聖マリア病院」において、看護の視点から病院の機能、そこで働く看護師の姿を見学、先輩看護師から「看護師として働くことの意義など」について講義を受けることにより、看護実践現場において求められる能力を理解する手がかりとするための見学実習を計画している。 このため、学年始めのガイダンスにおいて、これらの科目における授業内容・目的の関連性を学生に説明し、授業で学ぶ重要性についての意識づけを持たせるように努めた。　看護師が現場で求められる知識・技能とのギャップの解消策として、2年次後期開講の授業科目「成人急性期看護学方法論」（必修）の一部において、「姫路メディカルシミュレーションセンターひめマリア」（姫路聖マリア病院内）との共同によるシミュレーション教育を行う予定である。 また、大学では、キャリアセンターを設置し、学生の進路・就職指導を行っており、各施設の求人情報は、全員が閲覧できるようになっている。学部においても、職業意識の育成やスキルアップ支援のため、入学時から自らの職業観・勤労観を養い社会人として必要な資質を形成できるよう、キュリア委員、クラス担当教員と連携しながらキャリア支援を計画している。	

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
	２．保健師の人材需要については、兵庫県内や姫路市内の保健師の就業状況に関してて示されたが、自治体における保健師の需要動向などを示すなどして、保健師の中長期的な人材需要を更に分析するなどし、学生に対する就職支援に活用すること。	留意事項	本学の保健師課程については、地元の保健師行政に精通している専任教員を1年目から配置しており、現時点においては、周辺自治体における保健師の在籍者数及び採用者数等の情報収集に行っている状況である。	
	３．併願受験自体を否定するものではないが、看護師、薬剤師及びリハビリテーションに係る職種は、大きな括りでは医療従事者であったとしても、その業務内容は大きく異なり、第2志望の学部に入学後に学生が翻意する場合があることも想定されることから、必ずしも利点ばかりではないと考える。このため、医療保健学部と薬学部を併願した者のうち第１志望以外の学部に入学した者の人数とその後の進路の状況などについて分析し看護学部との併願効果について十分な説明をすること。また、併願受験により第２志望の学部へ入学することとなった学生に対するサポートについても明確にすることが望ましい。	留意事項	平成28年度入試においては、看護学部と薬学部の併願者はなかったが、看護学部と医療保健学部の併願者は１名のみ（両学部合格、医療保健学部入学）であった。少数であるが、併願する者はいるので、オープンキャンパスなどを通じて、同じ医療従事者であっても本学がそれぞれの学部で養成しようとしている職種の違いを十分説明することに努める。また、第二志望で看護学部へ入学者した者については、本学部に導入している「クラス担任制」を通じて、修学上の問題や日常の学生生活全般について指導・助言を行える体制を既に整えている。	

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
	４．夏季休業期間は、学生にとっては自身の学修する専門分野の知識・技能等を更に深め、趣味に関心のある別の事柄に費やす等の時間として、教員にとっては自身の専門分野の研究時間に費やす等の時間として当てられており、教育研究上、重要な時間あると考える。こうした夏季休業の趣旨に鑑みれば、本学が夏季休業期間中に臨地実習を行う理由として示した「他の講義科目の定期試験が終了していることなどから臨地実習に集中できるため」は不適切であり、学則に定める授業期間の範囲で設定されるよう努力をすべきものであると考える。このため、臨地実習の日程を学則に定める授業期間の例外として、夏季休業期間に実施するのであれば、夏季休業期間に関する大学の認識を明確にした上で、①夏季休業の趣旨を踏まえてもなお、当該期間中に臨地実習を行う必要性、②学生や教員の負担への配慮などについて十分に説明し、必要に応じて実習日程を適切に改めること。	留意事項	夏季休業期間中に行う予定にしていた実習（基礎看護学実習Ⅱ、小児発達援助実習、総合看護学実習）については、実習対象学年が違い、教員についてもそれぞれの実習について担当する教員が違うこと、教員も学生も実習に集中できる環境を作る等、教育効果の点を考慮して計画を立てた。ご指摘のように、夏期休業の趣旨を鑑みて、教員、学生の負担を考慮し、次のように変更することとした。 「基礎看護学実習Ⅱについては、当初2週間の実習を前半・後半の２グループに大別して、１グループ2週間の実習を前半2週間、後半2週間の延べ4週間かけて行う計画となっていたが、これを9月中旬以降に実習を一斉に行うように変更する。また、小児発達援助実習、総合看護学実習についても、出来るだけ8月には実習を行わないように各実習日程について実習施設と協議・調整を行う。」	
	５．臨地実習の事前指導は実習開始の７日前まで、事後指導は実習終了の７日以内に行うこととしているが、数週間連続して臨地実習を行う場合で、一週間ごとに異なる内容のものを行う場合は、ある実習の期間中に該当実習の前の実習の事後指導あるいは当該実習の後の事前指導が同時に行われることとなるため、学生や教員の負担が懸念される。このため、具体的な指導方法について更に明確にし、実習日程を改めるか両者の負担への配慮について検討すること。	留意事項	臨地実習指導者は、2人体制で学生の指導にあたることとしている。実習施設が数週間に亘って実習を行う場合でも、実習の前後において、いずれか一方の教員が事前又は事後指導を担当できるように配慮していることから教員の負担の問題はないと考えているが、学生の負担を考慮し、事前事後指導が同時に行われることのないように各実習日程の再調整を行う。なお、成人慢性期実習及び成人急性期実習が連続する場合は、共通に事前事後指導を行う予定としているが、事前・事後指導が効果的に行えるよう、実習と実習が連続しすぎないように、施設と実習日程を調整する。	

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
	６．教員が上位の学位を取得できるよう学内委員会の負担や臨地実習指導を2名体制で行うなど軽減措置を講じるとの説明だが、例えば、自身の専門分野を追求する期間である夏季休業期間中に臨地実習が行われることや、数週間の連続した臨地実習の事前・事後の指導に時間が割かれ、教員が十分に研究時間を確保できるか懸念される。このため、説明がなされた負担軽減措置の実行可能性について、医療保健学部で既に大学院に進学した教員に対する配慮等の実例（制度内容）も交えつつ説明し、十分な研究時間の確保が担保される措置内容であることを説明すること。	留意事項	医療保健学部の教員については、週１日の研修日（研究日）を有効に活用し、また、学科内でも負担軽減について了解されていることで大学院の進学について配慮されていた。本学部についても、上位の学位を取得しようとする教員については、各種委員会や業務についての軽減を図り、臨地実習についても２名体制で実習指導にあたるが、やむを得ない事情で２名体制での指導が出来ない場合には、臨地実習助手（非常勤）を補充し対応する。	
	７．教員の補充を必要とされた2授業科目については、科目開校時までに確実に専任教員を配置して教員を充足すること。	留意事項	未履行。(28)	専任教員の配置を必要とされた2授業科目については、平成28年度中に専任教員採用等設置計画変更書を提出する予定である。(28)
	８．完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について、着実に実施すること。	留意事項	完成年度末に70歳以上の退職予定教員については、教育研究の持続性を確保する点からも、現職教員との間で教育研究の引き継ぎが円滑にできるように、公募などにより完成年度を迎える前より、出来るだけ若手の優秀な人材を採用する予定である。また、在籍する中堅、若手の教員を育てて昇任できるようにする。	

（注）・　「設置時」には，当該大学等の設置時（認可時又は届出時）に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）　と，それに対する履行状況等について，具体的に記入し，報告年度を（　　）書きで付記してください。

・　「設置計画履行状況調査時」には，当該設置計画履行状況調査の結果，付された意見に対する履行状況等について，具体的に記入するとともに，その履行状況等を裏付ける資料があれば，添付してください。

・　定員管理に係る留意事項への履行状況は，指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。

・　該当がない場合には，「該当なし」と記入してください。

・　「設置計画履行状況調査時」の（年月）には，調査結果を公表した月（通常２月）を記入してください。（実地調査や面接調査を実施した日ではありません。）

7　その他全般的事項

＜人間社会学群＞

（1） 設置計画変更事項等

設　置　時　の　計　画	変更内容・状況，今後の見通しなど

（注）・　1～6の項目に記入した事項以外で，設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）
及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
・　設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し，それ以外の事柄については
適宜項目を設けてください。（記入例参照）

（2） 教員の資質の維持向上の方策（ＦＤ活動含む）

① 実施体制

a　委員会の設置状況

【全学的委員会】

1）姫路獨協大学全学自己評価委員会　（＊別紙「自己評価規程」参照）

2）姫路獨協大学教育改善実施（ＦＤ）委員会　（＊別紙「教育改善実施（ＦＤ）委員会規程」参照）

【看護学部委員会】

1）看護学部自己評価委員会　（姫路獨協大学自己評価規程を基に設置予定）

2）看護学部ＦＤ委員会

大学ＦＤ委員会とは別に、開学年次の平成28年4月より設置している。

b　委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

【全学的委員会】

1）姫路獨協大学全学自己評価委員会

・自己評価報告書作成等に際し、必要に応じて開催（不定期）

・委員（各部局選出教員、学長が必要と認めた教員）

2）姫路獨協大学教育改善実施（ＦＤ）委員会

・年数回開催（不定期）

・委員（教務部長、各学部自己評価委員、各学部選出教員、各研究科委員会選出教員）

【看護学部委員会】

1）看護学部自己評価委員会

・委員会構成員、審議事項、実施内容等については、今後検討予定

2）看護学部ＦＤ委員会

・原則として8月を除く年11回開催を予定

・委員　看護学部教員6名（委員長、看護学部教員5名）

c　委員会の審議事項等

【全学的委員会】

1）姫路獨協大学全学自己評価委員会

・各学部等の自己評価委員会が取り上げるべき事項に関すること。

・全学的自己評価報告書の作成に関すること。

2）姫路獨協大学教育改善実施（ＦＤ）委員会

・ＦＤに関する基本方針の策定及び実施に関すること。

・ＦＤに関する情報を収集し、本学の教員等に提供すること。

・ＦＤに関する講演会及び研究会等を企画すること。
・その他ＦＤに関すること。

【看護学部委員会】

１）看護学部ＦＤ委員会

・看護学部ＦＤ委員会に関すること。（規定の確認、委員会の役割、事業内容の確認）
・看護学部教育研究に関すること。
・看護学部ＦＤ活動報告書に関する事項
・その他

② 実施状況

a 実施内容

【全学的実施内容】

・2016年度「授業評価アンケート」（年2回実施予定）

【看護学部実施内容】

実施予定内容として、大学のＦＤ委員会は未開催であるが、ＦＤ委員会の役割や平成28年度の方向について話し合い、以下について計画することを共通認識した段階である。

・全学ＦＤ委員会企画の研修会への参加
・看護学部教員相互によるＦＤ研修会
（公開授業・授業評価を受けての改善点の発表会）
（本学看護学部の教育について及び教育に対するディスカッション）
・学生に対する授業評価アンケート
（講義・演習科目、実習・実験科目用の看護学部独自の授業アンケートの作成及び実施）
・専門家による教育・看護技術実践力の向上に向けた講演会
・その他

b 実施方法

【全学的実施方法】

・「授業評価アンケート」の実施概要について全学ＦＤ委員会で審議決定し実施する。
・アンケートは前期1回、後期1回実施し、結果内容については改善策を含め公開する。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

平成28年4月開設のため、現時点では該当事項なし

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

平成28年4月開設のため、現時点では該当事項なし

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

・2016年度「授業評価アンケート」を前期（7月）及び後期（1月）に実施する予定である。

b 教員や学生への公開状況，方法等

・アンケート全体のデータ分析結果については、大学ＨＰで情報公開する予定である。
・アンケート結果に基づき作成された各教員の改善策（教育活動自己評価）については、学内イントラ及び図書館で公開する予定である。
・看護学部独自のアンケートについては、授業評価科目毎に集計し、評点の平均を出し、学修者に公開することを予定している。

（注）・「①ａ 委員会の設置状況」には，関係規程等を転載又は添付すること。
「②実施状況」には，実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

（3） 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

本学部では、これからの保健・医療・福祉の現場においては医学や医療技術の著しい進展と超高齢化社会の到来が予想されるなか、地域の多様なニーズに対応できる質の高い看護職者を育成する必要性に応えるために設置されたものである。

設置の趣旨・目的等については、教員全員の共通理解が得られるよう、設置認可後に就任予定教員出席による「看護学部開設準備会議」を開催した。また、授業開始早々に開始される基礎看護学についても「基礎看護教員会議」を3日間開催し、基礎看護学領域におけるシラバス・科目内容の共通理解を図った。

「アドミッションポリシー」は、「入試ガイド」や「入学試験要項」に明記し、推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験の３種を実施した。入学試験全体の志願者数は155名で、受験者数109名、合格者数106名、入学者数は74名で、入学定員超過率は0.92倍であった。平成29年度入学試験からは、大学入試センター試験利用入学試験を加え、定員確保に向けて、入試課の職員と共に看護学部教員同道による高校訪問活動を開始し、看護学について丁寧な説明を行うなど学生募集活動を強化している。

入学者に対しては、入学式後にオリエンテーションを計画的に実施し、看護学部の教育目的、目標、教育課程編成、教育方針、学習方法についてガイダンスを実施した。特に、履修指導は、教務課職員、看護学部教務委員、クラス担任教員による指導体制を組んで実施し、学生便覧(履修要項を含む)、シラバスを利用することにより、学生自ら学習計画を立て、主体的、目的的に学習に取り組めるよう支援した。

臨地実習に向けては、実習施設との相互理解を図るため、実習協議会開催の準備を進めている。

今後とも、設置計画を着実に履行するとともに教育研究について一層充実を図り、「地域のニーズに応える看護職者の育成」という目的を達成すべく努力を続けたい。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

・平成２８年４月１日 （公表） 次回報告書作成・公表：平成３１年４月１日（予定）

b 公表方法

・大学ホームページ上に公開

③ 認証評価を受ける計画

・大学全体では、平成27年度に公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価を受け、「大学評価基準に適合している」と認定された。

次は、7年以内に評価を受けることとなっているが、時期については、現在未定である。

（注）・ 設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。
また，「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については，できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。
なお，「② 自己点検・評価報告書」については，当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

（4） 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無 （ 有 ・ (無) ）

b 公表時期（未公表の場合は予定時期） （平成２８年８月１日）

添付資料1

姫路獨協大学自己評価規程

（平成５年２月２５日制定）

改正　平成　６年１０月　６日　平成１４年　１月１７日
平成　９年１０月１６日　平成２０年１０月　１日
平成１１年１０月２１日　平成２３年　３月２９日
平成１２年　３月２３日　平成２５年　３月２８日
平成１２年　４月２０日　平成２７年　１月２９日
平成１３年　３月１５日

（趣旨）

第１条　姫路獨協大学は、その建学の精神と大学自治の理念に基づき、大学としての社会的使命を達成するために恒常的に自己評価を行うものとする。

（自己評価事項）

第２条　前条の自己評価は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 教育活動

(2) 研究活動

(3) 経営管理

(4) 地域・社会的活動

（自己評価の方法）

第３条　自己評価は、前条第１号及び第２号の事項については、本規程第４条以下の規定に従い、３年に１回これを行う。

２　前条第３号及び第４号の事項については、別表第１に掲げる項目について少なくとも５年に１回行うものとする。

３　前項に掲げる評価は、別表第２に掲げる委員をもって行うものとする。

４　別表第２に掲げる委員の任期は３年とし、任期中の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（組織）

第４条　教育活動、研究活動の自己評価を行うため、全学的な組織として全学自己評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置き、各学部及び大学院各研究科（以下「部局」という。）にそれぞれ自己評価委員会を置く。

（全学委員会等の構成）

第５条　全学委員会は、次の各号に掲げる委員により構成される。

(1) 部局からそれぞれ選出された教員各２名（学部の委員と大学院研究科の委員を兼ねることができる。）

(2) 前号の他学長が必要と認めた教員３名以内

２　前項第１号の部局各２名の委員のうち、１名はそれぞれの自己評価委員会委員長を

もって充てる。

3　委員の任期は3年とし、任期中の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　自己評価委員会の構成は、部局の定めるところによる。

（委員長）

第6条　全学委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によって定める。

3　委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

4　委員長は必要と認めた時は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

（全学委員会の任務）

第7条　全学委員会は、第9条に定める自己評価委員会の報告を基に全学的な自己評価報告書を作成し、これを学長に報告しなければならない。

2　全学委員会は、自己評価委員会に対し、その取り上げるべき事項を指示することができる。

（措置）

第8条　学長は、前条第1項の報告を受けたときは、評議会に諮り、必要な措置を講じなければならない。

（自己評価委員会の任務）

第9条　自己評価委員会は、3年に1回、その属する部局の教育活動、研究活動について自己評価を行い、その結果を全学委員会に報告するものとする。

（庶務）

第10条　全学委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

（雑則）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本規程施行細則をもって定める。

附　則（平成5年　規程第10号）

この規程は、平成5年2月25日から施行する。

附　則（平成6年　規程第10号）

この規程は、平成6年10月6日から施行する。

附　則（平成9年　規程第17号）

この規程は、平成9年10月16日から施行する。

附　則（平成11年　規程第28号）

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附　則（平成１２年　規程第９号）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年　規程第２９号）

この規程は、平成１２年４月２０日から施行する。

附　則（平成１３年　規程第１０号）

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年　規程第１号）

この規程は、平成１４年１月１７日から施行し、平成１４年１月１日から適用する。

附　則（平成２０年　規程第２０号）

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年　規程第１４号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年　規程第１３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年　規程第２号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１

経営管理等の自己評価について検討すべき事項

(1) 獨協学園理事長、理事会と本学学長、評議会との関係に関する事項

(2) 学長候補者の選考方法に関する事項

(3) 副学長候補者、教務部長、学生部長、その他必要とされる役職者の選出方法とその職務に関する事項

(4) 評議会の組織とその機能に関する事項

(5) センターの組織とその機能に関する事項

(6) 教員組織に関する事項

(7) 事務組織に関する事項

(8) 図書館に関する事項

(9) 学生援助活動に関する事項

(10) 学生募集活動に関する事項

(11) 地域・社会的活動に関する事項

(12) その他経営管理等に関する事項

別表第２

第２条第３号及び第４号の評価委員

(1) 学長（委員長）、副学長

(2) 全学自己評価委員会委員長（副委員長）

(3) 各学部長、大学院各研究科長、教務部長、学生部長、入試センター長、キャリアセンター長、学習支援センター長、附属図書館長

(4) 国際交流センター長

(5) 事務局長、総務部長

(6) その他学長が必要と認めた者

添付資料2

姫路獨協大学教育改善実施（ＦＤ）委員会規程

（平成１５年１２月１８日制定）
改正　平成２５年　３月２８日

（趣旨）

第１条　姫路獨協大学における教育の内容及び方法を点検し、それを改善するための方途を策定し、かつ円滑に実施していくため、姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下、「ＦＤ(Faculty Development)委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　ＦＤ委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その実施にあたる。

(1) ＦＤに関する基本方針の策定及び実施に関すること。

(2) ＦＤに関する情報を収集し、本学の教員等に提供すること。

(3) ＦＤに関する講演会及び研修会等を企画すること。

(4) その他、ＦＤに関すること。

（組織）

第３条　ＦＤ委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教務部長

(2) 各学部の自己評価委員のうちから各１名

(3) 各学部より選出された教員各１名

(4) 各研究科委員会より選出された教員各１名

(5) その他、ＦＤ委員会が必要と認めた者

２　前項に掲げる委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、任期中の委員に欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　ＦＤ委員会に委員長を置き、委員の互選をもってあてる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第５条　ＦＤ委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

３　ＦＤ委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第６条　ＦＤ委員会に関する庶務は、教務課において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、ＦＤ委員会が必要と認めた事項は別に定める。

附　則（平成１５年　規程第２０号）

この規程は、平成１５年１２月１８日から施行する。

附　則（平成２５年　規程第１３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。